



JSG ニュースレター

新型コロナウイルス関連特別条例の 修正案が立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染状況が国際社会で厳しさを増す中、それぞれの感染防止措置の効果を高めるとともに関連する感染防止のための設備、物資等を持続的に供給していく必要があります。また、感染状況の拡大が、一般市民の消費や旅行に影響をもたらし、関連する産業経済、事業運営、市民の就業及び家計に大きなインパクトを与えています。これらを受け、台湾立法院は4月21日付で新型コロナウイルス関連特別条例（正式名称：重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例。以下「本特別条例」）の修正案を正式通過させました。負担軽減措置の規模を拡大し、国内経済や市民生活の安定を維持することとしています。また、本特別条例や伝染病防止・治療法第53条又はその他の法律規定に基づき給付される手当・補助金等については課税を免除することで、支給の目的から逸脱することのないようにし、受領者の権益を保障しなければならないとしています。本特別条例の改正ポイントは下表の通りです。

改正条文	改正ポイント
第 9 条の 1	<p>重度の特殊感染性肺炎の影響を受け、予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例、伝染病防止・治療法第 53 条又はその他の法律の規定に基づき、政府から受領する補助、補助金、手当、奨励及び保障については、所得税の納付を免除する。</p> <p>前項の政府から受領する補助、補助金、手当、奨励及び保障については、取消、差し押さえ、担保又は強制執行の対象とすることはできない。</p>
第 11 条	<p>予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例に必要な経費の上限を 2,100 億元まで引き上げるとともに、感染状況に従い、当初の予算限度枠内を超過しない範囲で特別予算を再編成し、立法院の審議のため上程することができる。</p> <p>毎年度の債務のフロー限度及び債務合計額を明確に定め、財政の安定・健全化を維持するとともに財政規律を顧みることとする。</p>

勤業衆信の見解

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、台湾政府は感染防止に係る補償弁法、減税及び補助の措置を相次いで打ち出しています。政府の補助金又は手当に対し所得税を課すか否かについては、台湾財政部は 3 月 31 日付通達(台財税字第 10904533040 号)において、個人が新型コロナウイルスの影響により受領する感染防止のための補償については、政府からの贈与に属するため、所得税の納付が免除されるとしていました。今般、立法院は本特別条例を改正することで、新型コロナウイルスの影響を受け、政府から受領する補助、補助金、手当、奨励及び保障について一律所得税の納税を免除することと措置を拡大する旨明確に規定しています。各方面から企業と個人を支援することで、企業と個人が一丸となりこの経済的難局を共に乗り越えることが望まれます。

 Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

立法院三讀通過「嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 防治及紓困振興特別條例」修 正案

考量 COVID-19 疫情於國際間並未趨緩，各項防疫作為推動效能及相關防疫設備、物資等必須持續提升，並基於疫情發展，影響民生消費、旅遊行為，衝擊產業經濟、事業營運、民眾就業及家庭生計，立法院於昨日(21 日)三讀通過「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」(以下稱紓困振興特別條例)之修正案，擴大相關紓困及振興措施規模，以維持國內經濟、民生之安定。又依紓困振興特別條例、傳染病防治法第 53 條或其他法律規定發給之補貼、補助等應予免稅，以免喪失原發給之目的，並保障相關領取者之權益，本紓困特別條例之修正要點如下：

修正條號	修正要點
第 9 條之 1	受嚴重特殊傳染性肺炎影響而依紓困振興特別條例、傳染病防治法第 53 條或其他法律規定，自政府領取之補貼、補助、津貼、獎勵及補償，免納所得稅。前項自政府領取之補貼、補助、津貼、獎勵及補償，不得作為抵銷、扣押、供擔保或強制執行之標的。
第 11 條	提高紓困振興特別條例所需經費上限為 2,100 億元，並得視疫情狀況，以不超過原預算額度內再編列特別預算，送請立法院審議。 定明每年度舉借債務額度之流量限制及舉債額度合計數，俾利籌措財源以維持財源穩健並兼顧財政紀律。

勤業眾信觀點

受到 COVID-19 疫情的影響，政府陸續頒布相關防疫補償辦法、減稅及補助措施，針對該部分取自於政府的補助或津貼是否要課徵所得稅，財政部前於 3 月 31 日(台財稅字第 10904533040 號令)針對個人核釋因 COVID-19 之影響所受領之防疫補償，係屬政府贈與，免納所得稅，本次立法院進一步透過紓困振興特別條例之修法，擴大明訂受 COVID-19 影響而依法自政府領取之補貼、補助、津貼、獎勵及補償，均得免納所得稅，與企業及個人一同共體時艱，從各方管道協助企業及個人渡過此一經濟困境。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟")不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。